

## 検討に至る経緯

平成11年7月 司法制度改革審議会を内閣に設置

平成13年6月 司法制度改革審議会意見

刑事訴訟手続において、広く一般の国民が、裁判官とともに責任を分担しつつ協働し、裁判内容の決定に主体的、実質的に関与することができる新たな制度を導入することを提言

平成13年12月 司法制度改革推進本部を内閣に設置  
裁判員制度・刑事検討会における検討

平成16年5月21日 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の成立  
(同月28日公布)

### 【附則】

(検討)

第9条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、裁判員の参加する刑事裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としての役割を十全に果たすことができるよう、所要の措置を講ずるものとする。

平成19年5月22日 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律等の一部を改正する法律の成立

### 【改正の概要】

部分判決制度の創設等

平成21年5月21日 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律が施行  
(裁判員制度の開始)

平成21年9月 裁判員制度に関する検討会における検討 (全18回)  
～平成25年6月

平成25年10月 法制審議会に諮問，法制審議会刑事法（裁判員制度関係）  
～ 部会を設けて，調査審議  
平成26年7月 法務大臣に答申

平成27年6月5日 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一部を改正  
する法律の成立（同月12日公布，同年12月12日施行）

【改正の概要】

- ①非常に長期にわたる事件の対象事件からの除外（裁判員法第3条の2）
- ②災害時における辞退事由の追加（裁判員法第16条第8号ホ）
- ③非常災害時における呼出しをしない措置（裁判員法第27条の2，第97条第5項）
- ④裁判員等選任手続での被害者特定事項の保護（裁判員法第33条の2）

【附則】

（検討）

- 3 政府は，この法律の施行後3年を経過した場合において，新法の施行の状況等について検討を加え，必要があると認めるときは，その結果に基づいて，裁判員の参加する裁判の制度が我が国の司法制度の基盤としてより重要な役割を果たすものとなるよう，所要の措置を講ずるものとする。